

平成26年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	573,267 件
(2) 年 間 総 給 水 量	129,773,900 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	355,545 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	8,573,323 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	取 入
第1款 水道事業収益	34,429,184 千円
第1項 営業収益	31,644,845 千円
第2項 営業外収益	1,263,075 千円
第3項 特別利益	1,521,264 千円
	支 出
第1款 水道事業費用	29,966,011 千円
第1項 営業費用	25,600,239 千円
第2項 営業外費用	1,892,043 千円
第3項 特別損失	2,453,729 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,124,506 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 686,549 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,432,803 千円、当年度分損益勘定留保資金 6,855,132 千円、繰越利益剰余金処分額 3,941,396 千円及び当年度利益剰余金処分額 208,626 千円で補填するものとする。）。

取 入

第1款 資本的 収入	3,872,568 千円
第1項 企 業 債	2,242,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	1,618,760 千円
第3項 補 助 金	11,808 千円

支 出

第1款 資本的 支出	16,997,074 千円
第1項 建 設 改 良 費	12,283,932 千円
第2項 償 返 金	4,703,142 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
深作配水場配水ポンプ整備及び更新工事	平成27年度	820,487 千円
浄配水場運転管理業務委託（追加分）	平成27年度	2,880 千円
東部配水場配水幹線更新工事	平成27年度から 平成28年度まで	721,278 千円
仮南部水道営業所L2賃貸借	平成27年度から 平成28年度まで	1,109 千円
仮南部水道営業所事務所賃貸借	平成27年度から 平成28年度まで	115,080 千円
水道局仮庁舎建設工事	平成26年度から 平成28年度まで	1,010,800 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	2,242,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	6,219,883 千円
(2) 交 際 費	425 千円

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 4,150,022 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建 設 改 良 積 立 金	4,150,022 千円
-------------------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、608,293 千円と定める。

平成26年2月7日 提出

さいたま市長 清水勇人